

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等												
（病院業務従事手当） 第 3 条 病院業務従事手当は、病院に勤務する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員（以下「職員」という。）（1 日に 2 体以上の死体を処理する業務又は損傷の著しい死体を処理する業務にあつては特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表（1）又は医療職給料表（3）の適用を受けている者を除き、大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体の解剖の補助の業務にあつては医療職給料表（1）又は技能職給料表の適用を受けている者を除き、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務にあつては事務職給料表（1）の適用を受けている者（保健師を除く。）を除き、心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務、体外循環（血液浄化療法）を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務、体外循環（造血幹細胞移植（末梢血幹細胞採取、骨髓濃縮））を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務又は手術支援ロボットを使用した手術業務にあつては医療職給料表（1）の適用を受けている者を除く。）が、別表第 1 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。 （略） 別表第 1 （第 3 条関係） <table><tr><th>支給区分</th><th>手当額 （日額）</th></tr><tr><td>1 ～ 8 （略）</td><td>円 （略）</td></tr><tr><td>9 手術支援ロボットを使用した手術業務</td><td>330</td></tr></table> 附 則 （施行期日） 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 （特殊業務手当に関する経過措置） 2 令和 6 年 4 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）の前日に改正前の特殊業務手当の支給を受けていた職員が、引き続き改正前の特殊業務手当の種別と同一の業務に従事する期間に限り、当該職員に対して、基準日の前日に受けていた特殊業務手当に、令和 8 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。 （1） 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間においては 100	支給区分	手当額 （日額）	1 ～ 8 （略）	円 （略）	9 手術支援ロボットを使用した手術業務	330	（病院業務従事手当） 第 3 条 病院業務従事手当は、病院に勤務する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員（以下「職員」という。）（1 日に 2 体以上の死体を処理する業務又は損傷の著しい死体を処理する業務にあつては特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表（1）又は医療職給料表（3）の適用を受けている者を除き、大量の体液の処置を伴う死体の処理（納棺に係る業務に限る。）、変死者の処理又は死体の解剖の補助の業務にあつては医療職給料表（1）又は技能職給料表の適用を受けている者を除き、精神科又は重症心身障害児施設に入所している患者の指導や介助等のため患者に直接接して行う業務にあつては事務職給料表（1）の適用を受けている者（保健師を除く。）を除き、心臓に係る手術を行う際に、人工心肺装置の操作を行う業務、体外循環（血液浄化療法）を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務、体外循環（造血幹細胞移植（末梢血幹細胞採取、骨髓濃縮））を行う際に、体外循環装置の操作を行う業務又は手術支援ロボット <u>ダヴィンチ</u> を使用した手術業務にあつては医療職給料表（1）の適用を受けている者を除く。）が、別表第 1 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。 （略） 別表第 1 （第 3 条関係） <table><tr><th>支給区分</th><th>手当額 （日額）</th></tr><tr><td>1 ～ 8 （略）</td><td>円 （略）</td></tr><tr><td>9 手術支援ロボット <u>ダヴィンチ</u> を使用した手術業務</td><td>330</td></tr></table> 附 則 （施行期日） 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 （特殊業務手当に関する経過措置） 2 令和 6 年 4 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）の前日に改正前の特殊業務手当の支給を受けていた職員が、引き続き改正前の特殊業務手当の種別と同一の業務に従事する期間に限り、当該職員に対して、基準日の前日に受けていた特殊業務手当に、令和 8 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。 （1） 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間においては 100	支給区分	手当額 （日額）	1 ～ 8 （略）	円 （略）	9 手術支援ロボット <u>ダヴィンチ</u> を使用した手術業務	330	・手術支援ロボット について固有名称 の記載を削除する ため
支給区分	手当額 （日額）													
1 ～ 8 （略）	円 （略）													
9 手術支援ロボットを使用した手術業務	330													
支給区分	手当額 （日額）													
1 ～ 8 （略）	円 （略）													
9 手術支援ロボット <u>ダヴィンチ</u> を使用した手術業務	330													

新			旧	改正理由等
分の 70 (2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間においては 100 分の 40 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの特殊業務手当の支給については、特殊業務手当の額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。 (1) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間においては 100 分の 30 (2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間においては 100 分の 60 4 前 2 項の規定は、次に掲げる特殊業務手当の種別の業務に従事する職員には、適用しない。 (1) 別表第 5 のこども医療センターの項(1)から(5)の業務 (2) 別表第 5 の精神医療センターの項(1)から(5)、(8)及び(10)の業務 (3) 別表第 5 の循環器呼吸器病センターの項(1)から(3)の業務 5 次に掲げる改正前の特殊業務手当の種別の業務は、勤務箇所を異にする異動があった場合においても、第 2 項の規定する引き続き改正前の特殊業務手当の種別と同一の業務とする。 (1) 診療放射線技師の業務 (2) 病理細菌技術者の業務 (3) 衛生検査に関する業務に常時従事する者（病理細菌技術者を除く。）の業務 (4) 医療社会事業の業務に専従する者の業務 (5) 臨床工学技師の業務 (6) 臨床心理技術者の業務 6 別表第 5 に掲げる種別の業務のうち、附則別表第 4 に掲げる中欄の改正後の特殊業務手当の種別の業務に従事する職員については、基準日の前日に同表右欄の改正前の特殊業務手当の支給を受けていない場合においても、第 2 項に規定する改正前の特殊業務手当の支給を受けていた職員とみなす。			分の 70 (2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間においては 100 分の 40 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの特殊業務手当の支給については、特殊業務手当の額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。 (1) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間においては 100 分の 30 (2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間においては 100 分の 60 4 前 2 項の規定は、次に掲げる特殊業務手当の種別の業務に従事する職員には、適用しない。 (1) 別表第 5 のこども医療センターの項(1)から(5)の業務 (2) 別表第 5 の精神医療センターの項(1)から(5)、(8)及び(10)の業務 (3) 別表第 5 の循環器呼吸器病センターの項(1)から(3)の業務 5 次に掲げる改正前の特殊業務手当の種別の業務は、勤務箇所を異にする異動があった場合においても、第 2 項の規定する引き続き改正前の特殊業務手当の種別と同一の業務とする。 (1) 診療放射線技師の業務 (2) 病理細菌技術者の業務 (3) 衛生検査に関する業務に常時従事する者（病理細菌技術者を除く。）の業務 (4) 医療社会事業の業務に専従する者の業務 (5) 臨床工学技師の業務 (6) 臨床心理技術者の業務	・特殊業務手当に関する経過措置について同一の業務に対して同一の手当を支給するよう見直したため
附則別表第 4				
勤務箇所	改正後の特殊業務手当の種別	改正前の特殊業務手当の種別		
足柄上病院	(1) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	診療放射線技師及び診療エックス線技師		

新			旧	改正理由等
<u>こども医療センター</u>	<u>(7) 重症心身障害児施設に入所している患者の理学療法に直接従事することを常態とする理学療法士</u>	<u>機能訓練技術者</u>		
	<u>(8) 精神科患者の診療に直接従事することを常態とする医師又は歯科医師（副院長以上の職にある者を除く。）</u>	<u>医師及び歯科医師（（7）に掲げる者及び事務職等給料表（1）の適用を受ける者を除く。）</u>		
	<u>(9) 精神科患者の診療に直接従事することを常態とする医師又は歯科医師（副院長以上の職にある者に限る。）</u>	<u>同上</u>		
	<u>(10) 精神科患者を専ら入院させる病棟（以下「精神科病棟」という。）に勤務する又は精神科患者の看護に直接従事することを常態とする看護師又は准看護師（看護局長及び副看護局長の職にある者を除く。）</u>	<u>看護師及び准看護師（看護局長及び副看護局長の職にある者並びに（2）に掲げる者を除く。）</u>		
	<u>(13) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師</u>	<u>診療放射線技師及び診療エックス線技師</u>		
	<u>(14) 精神科患者の臨床検査に直接従事することを常態とする臨床検査技師</u>	<u>病理細菌技術者</u>		
	<u>(15) 精神科患者の作業療法に直接従事することを常態とする作業療法士</u>	<u>機能訓練技術者</u>		
	<u>(16) 相談援助を精神科患者に直接接して行うことを常例とする社会福祉士又は精神保健福祉士</u>	<u>医療社会事業の業務に専従する者</u>		
<u>精神医療センター</u>	<u>(17) 精神科患者の心理療法に直接従事することを常態とする臨床心理士</u>	<u>臨床心理技術者</u>		
	<u>(6) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師</u>	<u>診療放射線技師及び診療エックス線技師</u>		

新			旧	改正理由等
	<u>(7) 精神科患者の臨床検査に直接従事することを常態とする臨床検査技師</u>	<u>病理細菌技術者</u>		
	<u>(9) 相談援助を精神科患者に直接接して行うことを常例とする社会福祉士又は精神保健福祉士</u>	<u>医療社会事業の業務に専従する者</u>		
<u>がんセンター</u>	<u>(1) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師</u>	<u>診療放射線技師及び診療エックス線技師</u>		
<u>循環器呼吸器病センター</u>	<u>(4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師</u>	<u>診療放射線技師及び診療エックス線技師</u>		
	<u>(5) 結核菌に汚染された検体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常態とする臨床検査技師</u>	<u>病理細菌技術者</u>		
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。</u>				